日本国際貿易促進協会

The Association for the Promotion of International Trade, Japan

東京都千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 4 階 〒101-0047 Kakinuma Bldg. 4F, 9-13, UCHIKANDA 1 chome,

国貿協第 13-170 号 2013 年 11 月 15 日

Tel: 03-6740-8271

Fax: 03-6740-6160

会員各位

中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) 特許商標事務所 来日団によるセミナーのご案内

平素より当協会の活動にご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

中国では、商標法改正が行われ、2014年5月1日から施行される予定です。新しい商標法では、登録出願時の利便化、侵害時の処罰強化などが規定される見込みです。

このたび、日本国際貿易促進協会の受け入れで、中国国際貿易促進委員会特許商標事務所の周中 琦副所長、王福萍(同商標一処 弁理士)の2名が、2013年12月09日(月)から12月13日(金)の日 程で来日され、12月12日(木)には以下要領にて、セミナーを開催したく、会員の皆様にご案内致し ます。

中国の知的財産事情の現状把握、中国人弁理士と交流する良い機会となりますので、是非ご参加頂きますようお願い申し上げます。

参加を希望される方は、添付の申込書にご記入の上、12 月 9 日(月)までに事務局へ FAX にてお申込み願います。なお、会場の都合により 30 名様でお申込み締め切りとさせて頂きますので、予めご了承願います。

また、ご質問がある場合もあわせてご記入願います。予め、中国国際貿易促進委員会特許商標事務所の駐日本工業所有権連絡所に伝え、セミナー当日にご回答を頂けるよう準備致します。

記

- 1. 日 時:2013年12月12日(木) 14:00~16:00
- 2. 場 所: 東京華僑総会 (中央区銀座 8-2-12) 7 階会議室
- 3. 講演者: テーマ1 周 中琦 中国国際貿易促進委員会特許商標事務所 副所長 (通訳: 王福萍 中国国際貿易促進委員会特許商標事務所 商標一処 弁理士) テーマ2 王福萍 中国国際貿易促進委員会特許商標事務所 商標一処 弁理士
- 4. 講演概要:

テーマ1:中国商標法第三回改正の主な内容及び実務対応

<要約> ①商標法保護客体の拡大、②著名商標保護、③悪意出願/商標使用の差止、④異議申立制度、⑤無効審判制度、⑥審査期間の明記、⑦商標権保護の強化、⑧審査意見書制度の導入

テーマ 2: 商標類似及び商品類似の審査実務(中国商標局、商標評審委員会及び人民法院の審査実務の違い)

<要約> 主に、近年の商標出願拒絶再審案件、商標異議申立案件、商標無効審判請求案件 等において、中国商標局、商標評審委員会及び人民法院が商標の類否、特に商品 の類否を判断する場合の審査実務の違いを紹介する。

5. 参加費用:無料 (中国特許協力会会員事務所および日本国際貿易促進協会会員企業に限定)

お問い合わせ:日本国際貿易促進協会 事務局

田中雅教 電話:03-6740-8271

FAX : 03 - 6740 - 6160

日本国際貿易促進協会 事務局 田中 行

中国国際貿易促進委員会特許商標事務所来日団によるセミナー 参加申込書

1.日 時:2013年12月12日(木) 14:00~16:00

2.場 所:東京華僑総会(中央区銀座8-2-12)7階会議室

3.講演者:周 中琦 中国国際貿易促進委員会特許商標事務所 副所長

(通訳:王福萍 中国国際貿易促進委員会特許商標事務所 商標一処 弁理士)

王福萍 中国国際貿易促進委員会特許商標事務所 商標一処 弁理士

4.テーマ1:中国商標法第三回改正の主な内容及び実務対応

テーマ 2: 商標類似及び商品類似の審査実務(中国商標局、商標評審委員会及び人民法院の審査

実務の違い)

中国国際貿易促進委員会特許商標事務所来日団によるセミナーに出席します。

<u> 寅阩・</u>	寅仕名:	
ご氏名・	·お役職:	
	T. BCPA	
電	話:	
卍	₽H •	
₩ FFF	HH .	
ご質	、 问:	

*お手数ですが、12月9日(月)までにお申し込み願います。

*会場の都合により30名様の限定とさせて頂きますので、予めご了承願います。